

青森県国民保護計画の変更概要

1 変更の趣旨

青森県国民保護計画は、武力攻撃事態等における本県の国民の保護に関する措置等について定めた計画として平成18年3月に作成し、平成20年3月及び平成22年3月に一部変更しているものであるが、県の組織改編及び国の「国民の保護に関する基本指針」の変更等を踏まえ、計画を変更するものである。

※計画変更までの経緯

- 平成29年1月23日 国民保護協議会に諮問
- 1月27日 総務大臣を経由し、内閣総理大臣との正式協議
- 2月21日 計画変更について閣議決定

2 主な変更内容

- (1) 県の組織改編に伴う変更
 - 県の組織及び体制の修正
 - ・危機管理局の新設等に伴う事務分担等の変更
 - 県対策本部組織の修正
 - ・危機管理局の新設を踏まえ、危機管理局長を部長とする対策連絡部の位置づけの明確化等
- (2) 「国民の保護に関する基本指針」の変更に伴う変更
 - 都道府県の区域を越える避難の場合における輸送手段の確保等の事務の委託の明確化
 - ・避難先の都道府県知事等が避難住民の輸送手段の確保等を行う場合、安全確保の責務の明確化等の観点から、原則として、要避難地域の都道府県知事等は避難先の都道府県知事等に対し、事務の委託を行うことを明記
 - 大規模集客施設等における避難等の国民保護措置実施の円滑化の明記
 - ・大規模集客施設等の施設管理者等と連携し、施設滞在者等が避難等を円滑に実施できるよう必要な対策をとることを明記
 - 警報等の情報伝達の手段の追加に関する変更
 - ・警報等の情報伝達の手段として緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）及び全国瞬時警報システム（J-ALERT）を追加

- 防災基本計画(原子力災害対策編)の修正や原子力災害対策指針の改正等を踏まえた変更等
 - ・モニタリングの実施、安定ヨウ素剤の予防服用及び飲食物の摂取制限等について、防災基本計画(原子力災害対策編)等及び県地域防災計画(原子力編)の定めにより行うことに変更
 - ・避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施について、防災基本計画(原子力災害対策編)等及び県地域防災計画(原子力編)の定めにより行うよう明記
- 武力攻撃原子力災害への対処に関する変更
 - ・国の現地対策本部は原則としてオフサイトセンターに設置されるが、被害状況や武力攻撃の排除等の調整の必要性に応じて県庁等への設置を追加
- N B C 攻撃の場合の対応の追記
 - ・防災基本計画(原子力災害対策編)の修正や原子力災害対策指針の改正等を踏まえた変更に伴い国の基本指針におけるN B C 攻撃に関する記述を追加
- 平和安全法制整備法の施行による事態対処法の改正に伴う語句の修正等
 - ・国の武力攻撃事態等対策本部を事態対策本部に修正

(3) その他の変更

- 関係機関等の名称変更に伴う修正
 - ・「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に修正
 - ・「社団法人青森県医師会」を「公益社団法人青森県医師会」に修正
 - ・「社団法人青森県エルピーガス協会」等を「一般社団法人青森県エルピーガス協会」に修正
 - ・「社団法人青森県トラック協会」を「公益社団法人青森県トラック協会」に修正
- 関係省庁の変更等に伴う修正
 - ・災害対策基本法等の一部改正により、国民保護法の救援事務が厚生労働省から内閣府(防災担当)へ移管されたことに伴う修正
 - ・原子力安全・保安院の廃止及び原子力規制委員会の設置に伴う修正
 - ・警察災害派遣隊設置要綱の制定に伴い「広域緊急援助隊」を「警察災害派遣隊」に修正
- 要請先の明確化に伴う修正
 - ・防衛省国民保護計画に基づき国民保護等派遣のための要請手続きを明確化
- 用語の整理
 - ・「災害時要援護者」等を「要配慮者」に修正